

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月11日

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【電話番号】 03-5293-3667

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 UBS ニューエコノミー通貨・短期債券ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間：上限100億円
継続申込期間：上限1,000億円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

UBS ニューエコノミー通貨・短期債券ファンド

(以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：上限100億円

継続申込期間：上限1,000億円

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

(4) 【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円

継続申込期間：買付申込受付日の翌々営業日の基準価額

基準価額については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(5) 【申込手数料】

当初申込については1口当たり1円に、継続申込については買付申込受付日の翌々営業日の基準価額に、1.575%（税抜1.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

1円または1口単位（当初1口＝1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

当初申込期間：平成22年8月27日から平成22年9月13日まで

継続申込期間：平成22年9月14日から平成23年12月14日まで

ただし、継続申込期間中は、申込日または申込日の翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日にあたる場合（以下「ルクセンブルグの銀行休業日等」といいます。）には買付申込の受付は行いません。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所の詳細は、後記照会先にお問い合わせください。

また、取扱店につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

当初申込期間

買付申込者は、当初申込期間中（平成22年9月13日まで）に申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。当初申込に係る発行価額の総額は、販売会社によって、設定日（平成22年9月14日）に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

継続申込期間

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。各買付申込受付日の発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、前記「(8) 申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

買付申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドには、原則として収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、買付申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

お申込みは、原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたお申込みを当日の受付分とします。

ただし、ルクセンブルグの銀行休業日等と同日の場合には、お申込みの受付を行いません。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日（上記のお申込みの受付を行わない日を除きます。）扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付申込の受付を中止することおよびすでに受付けた買付申込の受付を取り消すことができます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

[照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

外国投資信託である UBS(Lux)エマージング・エコノミーズ・ファンド - グローバル・ショート・タームへの投資を通じて、主としてエマージング諸国の短期債券、短期金融商品および通貨に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

1,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 海外 / 債券に属します。

以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする
債券	組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式	一般 大型 中小型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル(含む 日本) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー・ ファンド ファンド・オブ ・ファンズ	あり なし
債券	一般 公債 社債 その他債券	年12回 (毎月) 日々 その他			
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券一般)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型					

属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産(投資信託証券(債券一般)) (注)	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて、主として債券(公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのもの)に投資するもの
年2回	年2回決算する
エマージング	組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする
ファンド・オブ・ファンズ	投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とするもの
なし(為替ヘッジ)	為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

(注) 当ファンドは投資信託証券を通じて各資産へ実質的な投資を行うファンド・オブ・ファンズですので、前記商品分類表においては投資対象資産を「債券」としておりますが、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券)」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については社団法人 投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

ファンドの特色

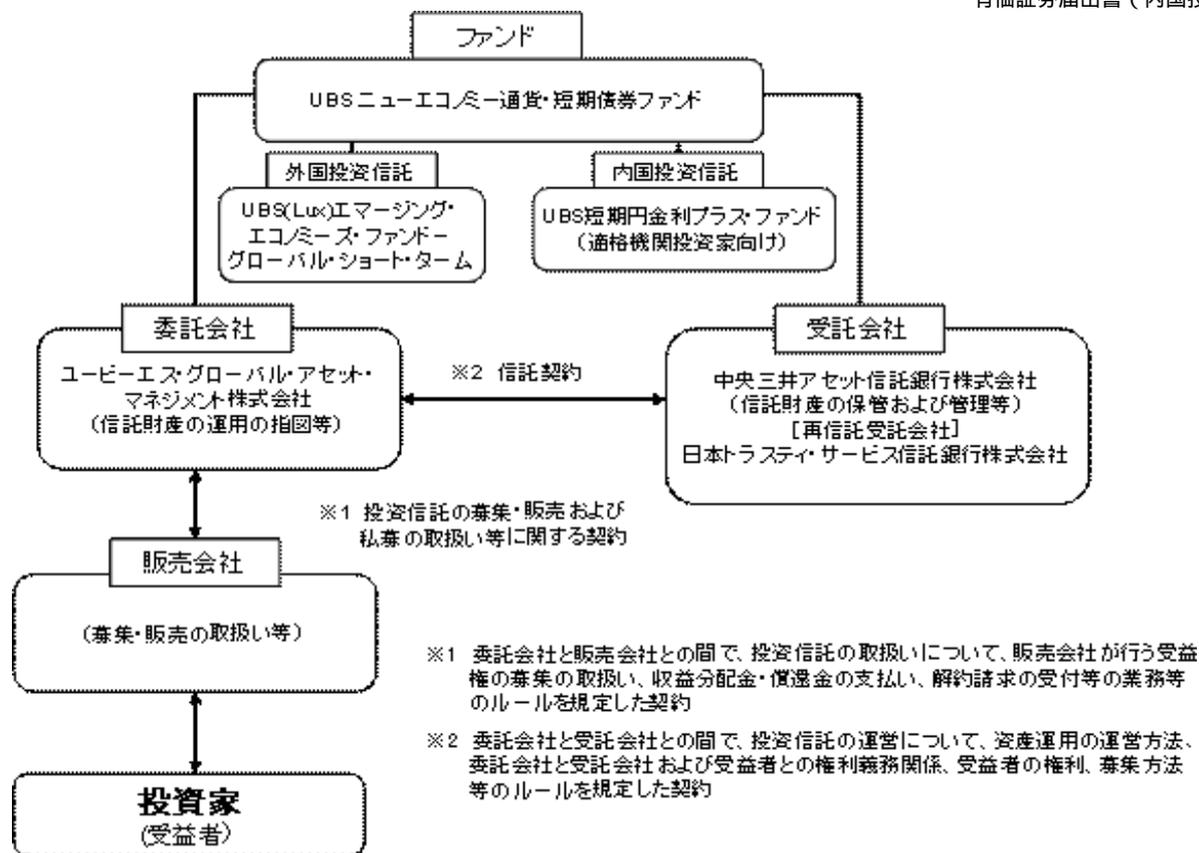
1. 新興諸国の中で、高成長中の国々および、今後の高成長が期待される国々の短期債券等に、幅広く投資を行います。
 - ・ ルクセンブルグ籍ファンド「UBS(Lux)エマージング・エコノミーズ・ファンド - グローバル・ショート・ターム」を通じて、主に新興諸国の現地通貨建て短期債券に投資を行います。
 - ・ 短期債券の投資に加え、為替予約等を活用した新興国通貨への投資も行います。
2. 通貨の値上がり益と金利収入を主な収益の源泉とします。
 - ・ 良好なファンダメンタルズを背景に、新興諸国には、通貨の値上がりが期待できる国々が存在します。
 - ・ 高い経済成長を背景に、新興諸国の短期債券の利回りは、先進国に比べ魅力的な水準にあります。
3. UBSグローバル・アセット・マネジメントが運用を行います。
 - ・ UBSグローバル・アセット・マネジメントは、グローバルな総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門です。
 - ・ ルクセンブルグ籍ファンドの運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカス）インクが行います。

(2)【ファンドの沿革】

平成22年9月14日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンド運営の仕組み



委託会社の概況（平成22年6月末日現在）

1) 資本金
22億円

2) 沿革

平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

平成12年7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成14年4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
-----	----	-----	------

ユービーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%
------------------	---	---------	---------

2【投資方針】

(1)【投資方針】

外国投資信託である UBS(Lux)エマージング・エコノミーズ・ファンド - グローバル・ショート・ターム (USD) I-11.5-accクラス（以下「指定外国投資信託」ということがあります。）および国内投資信託である UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）（以下「指定国内投資信託」ということがあります。）の受益証券（振替受益権を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

指定外国投資信託および指定国内投資信託の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびにコール・ローン等の短期金融商品等に直接投資する場合があります。

指定外国投資信託への投資を通じて、エマージング諸国の短期債券、短期金融商品および通貨を主たる投資対象とします。

原則として為替ヘッジを行いません。

指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託と指定国内投資信託との投資比率については、特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

（1）特定資産

イ．有価証券

ロ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ハ．金銭債権

（2）特定資産以外の資産

イ．為替手形

[有価証券]

委託会社は、信託金を、外国籍の投資信託である UBS(Lux)エマージング・エコノミーズ・ファンド - グローバル・ショート・ターム (USD) I-11.5-accクラスおよび国内籍の投資信託である UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期債券等

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

[金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

[関係会社が発行する有価証券等]

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することの指図ができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

[組入れ投資信託証券について]

当ファンドが投資対象とする投資信託証券は次のとおりです。

ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS (Lux) エマージング・エコノミーズ・ファンド - グローバル・ショート・ターム(USD)I-11.5-accクラス

形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託（米ドル建て）
運用の基本方針	主としてエマージング諸国の短期債券、短期金融商品および通貨に投資を行い、インカム収入の最大化を目指します。
主な投資対象	エマージング諸国の短期債券、短期金融商品および通貨
信託期間	無期限
決算日	毎年1回、8月末日
管理報酬等	<p>申込手数料：なし 解約手数料：なし 受託報酬及び管理事務代行報酬： 純資産総額に対して年率0.115%以内 信託財産留保額：なし</p> <p>当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は大量設定・解約の投資行動に該当する投資家にも適用されるため、既存の受益者は資金の流入による基準価額変動の影響を受けません。</p> <p>その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
管理会社	UBSエマージング・エコノミーズ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (UBS Emerging Economies Fund Management Company S.A.)
投資運用会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカス）インク (UBS Global Asset Management (Americas) Inc.)
管理事務代行会社	UBSファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エイ (UBS Fund Services (Luxembourg) S.A.)
保管会社	UBS（ルクセンブルグ）エス・エイ (UBS (Luxembourg) S.A.)

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

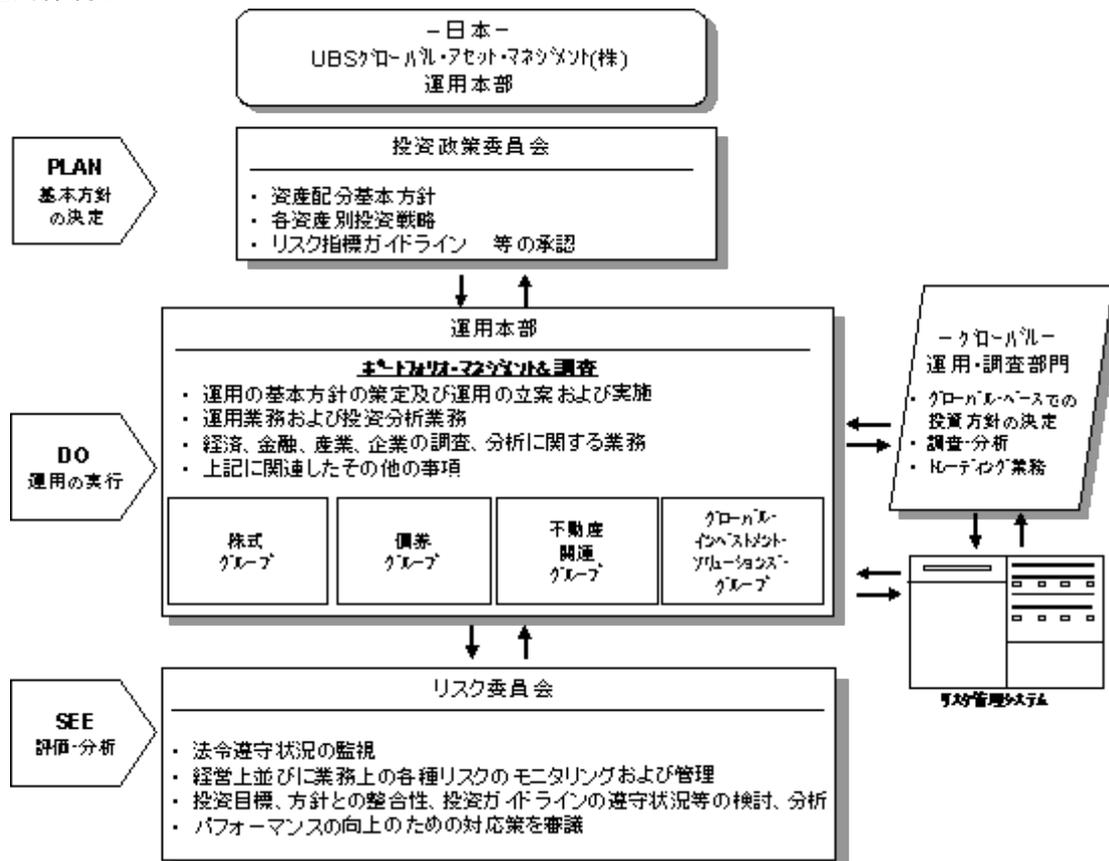
UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）

形態	国内籍投資信託受益権
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年1回、1月20日

信託報酬等	申込手数料：なし 解約手数料：なし 信託報酬：年率0.04% その他費用：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

(3) 【運用体制】



上記の体制は今後変更される場合があります。（平成22年6月末現在）

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関として投資政策委員会を取締役会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は運用本部長が毎月招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各グループのヘッド、各資産クラス等（例：国内債券、国内株式、グローバル債券、グローバル株式等）の運用を担当するシニア・ポートフォリオ・マネジャー5～10名程度がメンバーとして参加しております。また、これらメンバーとは別に、投資政策委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関、運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関およびGIPS（グローバル投資パフォーマンス基準）に準拠した会社の方針・手続を承認し、提示用パフォーマンスを承認する機関としてリスク

委員会を取締役会直属の機関として設置しております。リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、リーガル&コンプライアンス部、運用本部、年金営業部/コンサルタント・マネジメント部、投信営業本部、法人営業部、運用商品開発部、クライアント・マネジメント部、管理本部、経理部、インフォメーション・テクノロジー部のそれぞれのヘッドの10名程度により構成されております。また、リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

(4)【分配方針】

毎決算時（毎年3月15日および9月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

[信託約款による投資制限]

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式の直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

その他の投資制限

(資金の借入れの指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

[法令による投資制限]

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティ

ブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないもの
とします。

3【投資リスク】

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて新興諸国の債券等に投資を行いますので、実質組入債券の価格の下落や当該債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは実質的に公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

・金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

・信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国の債券投資には以下のようなリスクおよび留意点があります。

・格付けに関する留意点

新興諸国の債券は、格付けがより上位の債券に比べて通常高い利回りを提供する一方、債券価格がより大きく変動することがあります。また、新興諸国の発行国としての信用力等の変化、あるいは新興諸国の企業等の発行体としての業績や財務内容等の変化による格付けの変更や、特定の債券の信用度に関する市場の考え方が変わることによって、債券価格が大きく変動することがあります。

・経済状況および政治的・社会的な変化に伴うリスク

新興諸国において、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、大きくなる傾向があると考えられ、また、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等により、金融・証券市場が混乱し、債券価格が大きく変動する可能性があります。

・流動性、制度、インフラストラクチャーに係るリスク

新興諸国の証券市場は、先進国と比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であると考えられ、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、元金支払いの不履行および遅延等が生じた場合、投資資金の回収が困難となる可能性があります。また、市況動向の取引量等の状況によっては、保有債券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

・企業情報の開示等に係るリスク

新興諸国における企業情報の開示等の基準は、先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

その他の留意点

買付および換金申込に係る制限

- ・ 買付または換金の申込日が、ルクセンブルグの銀行休業日等と同日の場合には、当該買付または換金のお申込みは受けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付および換金のお申込みの受付を中止することおよび既に受付けた当該各お申込みを取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

クーリングオフ

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

投資信託に関する一般的なリスク

- ・ 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・ 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われます。

4【手数料等及び税金】

受益者が、買付から換金・償還までに直接的または間接的にご負担していただく主な費用・税金の概要は以下のとおりです。なお、税法が改正された場合には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳細は、以下「（１）申込手数料」から「（５）課税上の取扱い」の各項目をご参照ください。

買付時、収益分配時、換金時および償還時にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
買付時	申込手数料 (1)	買付申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に、1.575%（税抜1.5%）の率を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
収益分配時	所得税・地方税 (2)	普通分配金に対し10%（所得税7%、地方税3%）
換金時	信託財産留保額	ありません。
	所得税・地方税 (2)	換金時の譲渡益に対し10%（所得税7%、地方税3%）
償還時	所得税・地方税 (2)	償還時の譲渡益に対し10%（所得税7%、地方税3%）

- (1) 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- (2) 原則として個人の受益者については、上記税率は平成24年1月1日以降20%（所得税15%、地方税5%）となります。なお、法人の受益者については、平成23年12月31日までは、7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）となります。詳しくは、後記「（5）課税上の取扱い」の各項目をご覧ください。

信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用

時期	項目	費用								
保有時	信託報酬	<p>信託財産の純資産総額に対して年率1.375%（税抜年率 1.31%） （年率表示、カッコ内は税抜表示）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.375% (1.31%)</td> <td>0.4725% (0.45%)</td> <td>0.8400% (0.80%)</td> <td>0.0630% (0.06%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が当ファンドの純資産総額に対して年率0.115%程度（委託会社が試算した概算値）がかかります。したがって、当ファンドの信託報酬に加えた基本となる報酬率は、実質的には当ファンドの純資産総額に対して年率1.4905%程度（税込）となります。ただし、この値は委託会社で試算した概算値であり、実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。また、今後上記に掲げた費用が変更されること、あるいは投資対象とする投資信託証券が変更されることがあります。</p>	合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.375% (1.31%)	0.4725% (0.45%)	0.8400% (0.80%)	0.0630% (0.06%)
	合計	委託会社	販売会社	受託会社						
	1.375% (1.31%)	0.4725% (0.45%)	0.8400% (0.80%)	0.0630% (0.06%)						
	信託事務の諸費用 (3)	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息								
売買委託手数料等 (3)	組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額									
その他諸費用 (4)	監査費用、受益権の管理事務費用、法定書類関係費用（作成、印刷、交付等）および当該費用に係る消費税等相当額									

- (3) 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。
- (4) 信託財産の純資産総額に対して年率0.05%（税込）を上限とする額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、間接的にご負担いただく場合があります。

(注) 受益者が直接または間接的に負担する および の費用の合計額は、保有期間等により異なりますので、事前に表示することができません。

(1) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間においては1口当たり1円）に、1.575%（税抜1.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2) 【換金（解約）手数料】

・換金手数料： ありません。

・信託財産留保額： ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の料率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

（年率表示、カッコ内は税抜表示）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.375% (1.31%)	0.4725% (0.45%)	0.8400% (0.80%)	0.0630% (0.06%)

(ご参考)

投資対象となる投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

UBS(Lux)エマージング・エコノミーズ・ファンド - グローバル・ショート・ターム(USD)I-11.5-acc
クラス

管理報酬等	<p>申込手数料：なし 解約手数料：なし 受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率0.115%以内 信託財産留保額：なし</p> <p>当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の変動調整が行われることがあります。当可変調整は大量設定・解約の投資行動に該当する投資家へのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流入による基準価額変動の影響を受けません。</p> <p>その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
-------	--

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）

信託報酬等	<p>申込手数料：なし 解約手数料：なし 信託報酬：年率0.04% 信託財産留保額：なし</p> <p>その他費用：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等</p>
-------	--

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率0.115%程度です。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率1.375%（税込））を加えた、受益者が負担する実質的な基本となる報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.4905%（税込）程度となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。また、今後上記に掲げた費用が変更されること、あるいは投資対象とする投資信託証券が変更されることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支弁します。

売買委託手数料等

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として信託財産から支弁します。

監査費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記 および の1から6の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記 および の1から6の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(注) 前記 および の費用は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、平成23年12月31日までは原則として10%（所得税7%および地方税3%）の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みま
す。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、平成23年12月31日までは原則として10%
（所得税7%および地方税3%）の税率 による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉
徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離
課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償
還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率 で源泉徴収され、法人の受取額となりま
す。地方税の源泉徴収はありません。

なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として15%（所得税15%）となる予定です。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）に
あたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつ
ど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が
行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店
毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した
額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配
金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

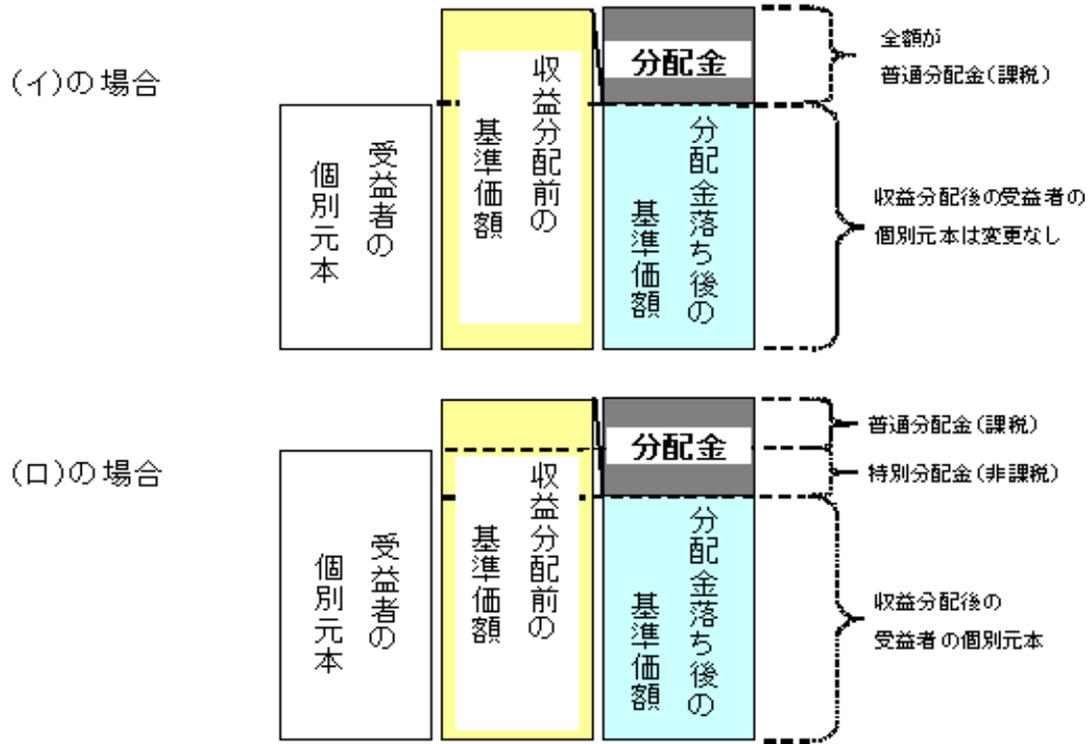
受益者が分配金を受け取る際、

(イ) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元
本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、

(ロ) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分
の額が特別分配金となり、当該分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となりま
す。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除
した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

5【運用状況】

ファンドは平成22年9月14日から運用を開始する予定のため、平成22年8月11日現在において下記の各項目に記載すべき事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】**【純資産の推移】**

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（申込期間）

- ・ 当初申込期間：平成22年8月27日から平成22年9月13日まで
- ・ 継続申込期間：平成22年9月14日から平成23年12月14日まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（買付申込の受付）

- ・ 販売会社の営業日の午後3時まで、買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（買付単位）

- ・ 1円または1口単位（当初1口＝1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

- ・ 当初申込期間：1口当たり1円とします。
- ・ 継続申込期間：買付申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

（買付代金の支払い）

- ・ 当初申込期間：当初申込期間内にお申込みの販売会社にお支払いください。
- ・ 継続申込期間：販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。

（買付申込受付の中止等）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは買付申込の受付を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消すことがあります。

（買付申込不可日）

- ・ 買付申込日が、ルクセンブルグの銀行休業日等と同日の場合には、買付申込は受けません。

2【換金（解約）手続等】

（換金の受付け）

- ・ 販売会社の営業日の午後3時まで、換金申込が行われ、かつ換金申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。

（注）換金（解約）の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

（換金単位）

- ・ 1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（換金価額）

- ・ 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

換金時の費用や税金についての詳細は前記「4 手数料等及び税金」をご覧ください。

（換金代金の支払い）

- ・ 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。

（換金申込受付けの中止等）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは換金申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた換金申込を取消すことがあります。
- ・ 前記の換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして計算された価額とします。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

（換金申込不可日）

- ・ 換金申込日が、ルクセンブルグの銀行休業日等と同日の場合には、換金申込は受付けません。

3 【資産管理等の概要】**(1) 【資産の評価】****（基準価額の算定）**

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。

なお、外貨建資産（外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（基準価額の算出頻度と公表）

- ・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるとともに、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社の

ホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成22年9月14日から平成32年3月16日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、後記「その他[信託の終了]」に該当する場合は、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として毎年3月16日から9月15日までおよび9月16日から翌年3月15日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日までとします。なお、第1期決算日は、平成23年3月15日とします。

(5)【その他】

[信託の終了]

(信託契約の解約)

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より1年経過後（平成23年9月14日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が10億円を下回ることになったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(委託会社の登録取消等に伴う取扱い)

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる

場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、毎年3月および9月の決算時ならびに償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記a. の変更事項（前記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記a. からf. にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- a. 委託会社と販売会社との間で締結する「証券投資信託の募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金受領権

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金受領権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して6営業日目からお支払いいたします。

帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

信託契約の解約または重大な約款の変更等に反対し受益権の買取りを請求する権利（反対者の買取請求権）

信託契約の解約または重大な約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買取るよう請求をすることができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記の「[信託の終了](信託契約の解約)b.」または「[信託約款の変更]b.」に規定する書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドは平成22年9月14日から運用を開始する予定のため、平成22年8月11日現在において下記の各項目に記載すべき事項はありません。

なお、ファンドの財務諸表監査は、新日本有限責任監査法人が行う予定です。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

純資産額計算書

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者名簿

作成しません。

(3)受益者等に対する特典

該当ありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者としてします。）に支払います。

(8)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法

その他の法令等に当たって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成22年6月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

経営体制

（取締役会）

当会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手續を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

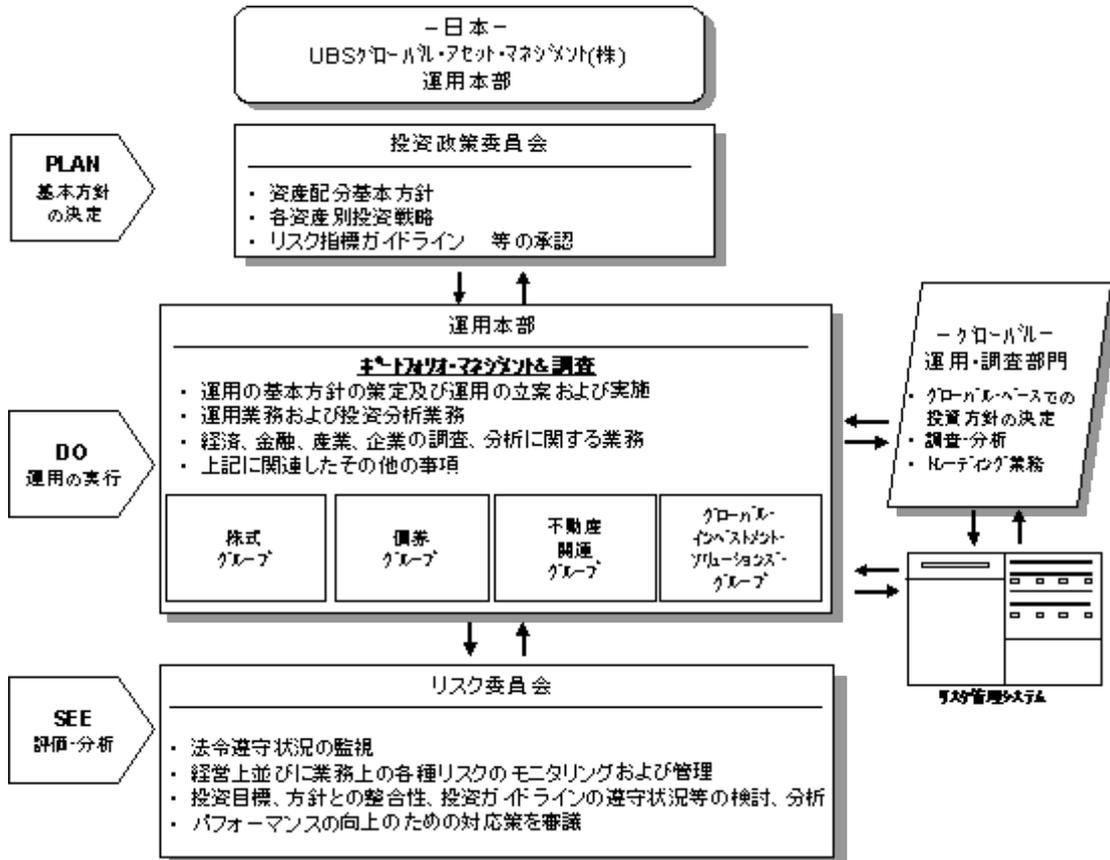
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、各自会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



(平成22年6月末現在)

上記は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用および投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種・第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託（公募）は平成22年6月末日現在、以下のとおりです。

（平成22年6月末日現在）

			ファンド本数 (本)	純資産総額 (百万円)
投資信託総合計			52	677,238
	株式投資信託		52	677,238
		単体型	5	22,979
		追加型	47	654,258
	公社債投資信託		0	0
		単体型	0	0
		追加型	0	0
私募			53	220,669
合計			105	897,906

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

期別	注記 番号	第14期 （平成21年3月31日）		第15期 （平成22年3月31日）	
		内訳	金額 （千円）	内訳	金額 （千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		3,373,821		3,380,053
未収入金	*1		15,176		30,126
未収委託者報酬			1,767,269		2,174,170
未収投資顧問料	*1		608,448		-
未収運用受託報酬	*1		-		485,009
その他未収収益	*1		206,272		269,347
繰延税金資産			43,900		69,900
その他			88,138		68,837
流動資産計			6,103,025		6,477,444
固定資産					
投資その他の資産			615,200		565,800
繰延税金資産		570,200		520,800	
ゴルフ会員権		45,000		45,000	
固定資産計			615,200		565,800
資産合計			6,718,225		7,043,244

期別	注記 番号	第14期 (平成21年3月31日)		第15期 (平成22年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金	*1		28,762		278,848
未払金	*1		30,049		12,677
未払費用	*1		1,521,365		1,759,494
未払消費税			68		14,357
未払法人税等			148,574		471,175
その他			6,570		5,500
			流動負債計		2,542,052
固定負債					
退職給与引当金			26,971		-
退職給付引当金			183,522		204,377
			固定負債計		204,377
負債合計			1,945,884	2,746,429	
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,572,341		2,096,814
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		2,022,341		1,546,814	
繰越利益剰余金		2,022,341		1,546,814	
純資産合計			4,772,341	4,296,814	
負債・純資産合計			6,718,225	7,043,244	

(2) 【損益計算書】

期 別	注記 番号	第14期 〔自平成20年4月1日 至平成21年3月31日〕		第15期 〔自平成21年4月1日 至平成22年3月31日〕	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		9,057,395		9,302,136	
投資顧問料	*1	3,365,802		-	
運用受託報酬	*1	-		2,049,201	
その他営業収益	*1	832,688		871,518	
営業収益計			13,255,886		12,222,856
営業費用					
支払手数料			4,208,023		4,535,303
広告宣伝費			236,082		146,779
調査費			97,903		71,113
営業雑経費			56,556		45,809
通信費		6,613		4,598	
印刷費		2,689		2,623	
協会の他		16,219		18,749	
その他	*1	31,034		19,838	
営業費用計			4,598,564		4,799,006
一般管理費					
給料			2,382,715		2,093,349
役員報酬		180,906		130,672	
給料・手当	*1	1,487,963		1,431,693	
賞与	*1	713,845		530,984	
退職給与引当金繰入			26,971		-
交際費			9,940		19,539
旅費交通費			49,873		41,567
租税公課			40,103		32,801
不動産賃借料			216,739		247,514
退職給付費用			307,721		200,576
事務委託費	*1		2,121,731		1,980,928
諸経費			70,615		52,699
一般管理費計			5,226,411		4,668,977
営業利益			3,430,910		2,754,872
営業外収益					
受取利息		5,697		756	
為替差益		65,365		-	
雑収入		1		-	
営業外収益計			71,064		756
営業外費用					
為替差損		-		5,406	
営業外費用計			-		5,406
経常利益			3,501,974		2,750,222
税引前当期純利益			3,501,974		2,750,222
法人税、住民税及び事業税			1,449,232		1,180,589
法人税等調整額			30,400		23,400
当期純利益			2,022,341		1,546,232

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株主資本		第14期		第15期	
		自平成20年4月1日 至平成21年3月31日		自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	
資本金	前期末残高		2,200,000		2,200,000
	当期変動額		-		-
	当期末残高		2,200,000		2,200,000
利益剰余金					
利益準備金	前期末残高		550,000		550,000
	当期変動額		-		-
	当期末残高		550,000		550,000
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金	前期末残高		3,760,517		2,022,341
	当期変動額	剰余金の配当	△ 3,760,516	剰余金の配当	△ 2,021,760
		当期純利益	2,022,341		1,546,232
	当期末残高		2,022,341		1,546,814
利益剰余金合計	前期末残高		4,310,517		2,572,341
	当期変動額		△ 1,738,175		△ 475,527
	当期末残高		2,572,341		2,096,814
株主資本合計	前期末残高		6,510,517		4,772,341
	当期変動額		△ 1,738,175		△ 475,527
	当期末残高		4,772,341		4,296,814
純資産合計	前期末残高		6,510,517		4,772,341
	当期変動額		△ 1,738,175		△ 475,527
	当期末残高		4,772,341		4,296,814

重要な会計方針

科目	期別 第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。</p> <p>(2) 退職給与引当金 平成21年1月1日付退職給付信託契約書に基づき、同1月9日に退職給与引当金の残高を三菱UFJ信託銀行へ信託財産として拠出したしました。また、退職給与規程に従い算出される退職給与見込額の変動により、当期末において発生していると認められる退職給与の見込額に基づく金額を計上しております。このうち、役員分は2,038千円であります。</p>	<p>(1) 退職給付引当金 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。 退職給付債務のうち、役員分は6,193千円であります。</p>
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業費用の調査費に掲記していたシステムサービス利用費につきましては、当事業年度よりその内容を考慮し、一般管理費の事務委託費に変更しております。	

追加情報

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. 未収委託者報酬及び未払費用の会計処理 未収委託者報酬及び未払費用は、従来、未払代行手数料を含まない額を資産及び負債に計上しておりましたが、当会計年度から、未払代行手数料を含んだ未収委託者報酬を資産計上するとともに、未払代行手数料を未払費用に計上する表示方法に変更いたしました。この結果、従来の方法によった場合に比較して、未収委託者報酬及び未払費用は、865,370千円大きく計上されておりますが、当期純利益に対する影響はありません。</p> <p>2. 退職給付信託 平成21年1月1日付退職給付信託契約書に基づき、同1月9日に退職給与引当金の残高844,758千円と同額の現金を三菱UFJ信託銀行へ信託財産として拠出いたしました。当期純利益に対する影響はありません。</p> <p>3. 関連当事者の開示 当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。 なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。</p>	<p>1. 金融商品の時価開示 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。</p>

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第14期 (平成21年3月31日)	第15期 (平成22年3月31日)																										
<p>*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。</p> <table border="1"> <tr><td>預金</td><td>1,708,339千円</td></tr> <tr><td>未収入金</td><td>800千円</td></tr> <tr><td>未収投資顧問料</td><td>3,132千円</td></tr> <tr><td>その他未収収益</td><td>39,452千円</td></tr> <tr><td>未払金</td><td>1,232千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>22,833千円</td></tr> </table>	預金	1,708,339千円	未収入金	800千円	未収投資顧問料	3,132千円	その他未収収益	39,452千円	未払金	1,232千円	未払費用	22,833千円	<p>*1 関係会社に対する資産及び負債 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。</p> <table border="1"> <tr><td>現金・預金</td><td>221,451千円</td></tr> <tr><td>未収入金</td><td>253千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>3,242千円</td></tr> <tr><td>その他未収収益</td><td>52,054千円</td></tr> <tr><td>未払金</td><td>143千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>57,361千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>64,031千円</td></tr> </table>	現金・預金	221,451千円	未収入金	253千円	未収運用受託報酬	3,242千円	その他未収収益	52,054千円	未払金	143千円	未払費用	57,361千円	預り金	64,031千円
預金	1,708,339千円																										
未収入金	800千円																										
未収投資顧問料	3,132千円																										
その他未収収益	39,452千円																										
未払金	1,232千円																										
未払費用	22,833千円																										
現金・預金	221,451千円																										
未収入金	253千円																										
未収運用受託報酬	3,242千円																										
その他未収収益	52,054千円																										
未払金	143千円																										
未払費用	57,361千円																										
預り金	64,031千円																										

(損益計算書関係)

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)																						
<p>*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。</p> <table border="1"> <tr><td>投資顧問料</td><td>122,668千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>139,621千円</td></tr> <tr><td>事務委託費</td><td>128,711千円</td></tr> <tr><td>給料・手当</td><td>213,937千円</td></tr> <tr><td>営業雑経費 その他</td><td>20,555千円</td></tr> </table>	投資顧問料	122,668千円	その他営業収益	139,621千円	事務委託費	128,711千円	給料・手当	213,937千円	営業雑経費 その他	20,555千円	<p>*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。</p> <table border="1"> <tr><td>運用受託報酬</td><td>3,934千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>26,002千円</td></tr> <tr><td>事務委託費</td><td>60,681千円</td></tr> <tr><td>給料・手当</td><td>109,604千円</td></tr> <tr><td>賞 与</td><td>8,870千円</td></tr> <tr><td>営業雑経費 その他</td><td>14,591千円</td></tr> </table>	運用受託報酬	3,934千円	その他営業収益	26,002千円	事務委託費	60,681千円	給料・手当	109,604千円	賞 与	8,870千円	営業雑経費 その他	14,591千円
投資顧問料	122,668千円																						
その他営業収益	139,621千円																						
事務委託費	128,711千円																						
給料・手当	213,937千円																						
営業雑経費 その他	20,555千円																						
運用受託報酬	3,934千円																						
その他営業収益	26,002千円																						
事務委託費	60,681千円																						
給料・手当	109,604千円																						
賞 与	8,870千円																						
営業雑経費 その他	14,591千円																						

(株主資本等変動計算書関係)

第14期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	3,760,516	174,098	平成20年3月31日	平成20年6月19日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第14期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,021,760	93,600	平成21年3月31日	第14期定時 株主総会の翌日

第15期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,021,760	93,600	平成21年3月31日	平成21年6月19日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

次の通り、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第15期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	第15期定時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第14期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第15期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
-	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 現在、金融機関及びその他からの借入はありません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。 未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第14期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第15期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）																																																						
-	<p>平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金・預金</td> <td>3,380,053</td> <td>3,380,053</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td>2,174,170</td> <td>2,174,170</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td>485,009</td> <td>485,009</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他未収収益</td> <td>269,347</td> <td>269,347</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>6,308,580</td> <td>6,308,580</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>1,759,494</td> <td>1,759,494</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未払法人税等</td> <td>471,175</td> <td>471,175</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>2,230,669</td> <td>2,230,669</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 金融商品の時価の算定方法 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。</p> <p>(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金・預金</td> <td>3,380,053</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td>2,174,170</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td>485,009</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他未収収益</td> <td>269,347</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,308,580</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金・預金	3,380,053	3,380,053	-	未収委託者報酬	2,174,170	2,174,170	-	未収運用受託報酬	485,009	485,009	-	その他未収収益	269,347	269,347	-	資産計	6,308,580	6,308,580	-	未払費用	1,759,494	1,759,494	-	未払法人税等	471,175	471,175	-	負債計	2,230,669	2,230,669	-		1年以内	1年超	現金・預金	3,380,053	-	未収委託者報酬	2,174,170	-	未収運用受託報酬	485,009	-	その他未収収益	269,347	-	合計	6,308,580	-
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																				
現金・預金	3,380,053	3,380,053	-																																																				
未収委託者報酬	2,174,170	2,174,170	-																																																				
未収運用受託報酬	485,009	485,009	-																																																				
その他未収収益	269,347	269,347	-																																																				
資産計	6,308,580	6,308,580	-																																																				
未払費用	1,759,494	1,759,494	-																																																				
未払法人税等	471,175	471,175	-																																																				
負債計	2,230,669	2,230,669	-																																																				
	1年以内	1年超																																																					
現金・預金	3,380,053	-																																																					
未収委託者報酬	2,174,170	-																																																					
未収運用受託報酬	485,009	-																																																					
その他未収収益	269,347	-																																																					
合計	6,308,580	-																																																					

（デリバティブ取引関係）

第14期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第15期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																												
<p>1. 採用している制度の概要 当社は確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。当社の適格退職年金契約は当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">537,679千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>354,156千円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">183,522千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">103,931千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">7,475千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">2,527千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>120,270千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">229,150千円</td> </tr> <tr> <td>(5) その他</td> <td style="text-align: right;"><u>78,570千円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">307,721千円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記(5) その他は、臨時に支払った割増退職金であります。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">0.58%</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">支給倍率基準</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	537,679千円	(2) 年金資産	<u>354,156千円</u>	(3) 退職給付引当金	183,522千円	(1) 勤務費用	103,931千円	(2) 利息費用	7,475千円	(3) 期待運用収益	2,527千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>120,270千円</u>	退職給付費用	229,150千円	(5) その他	<u>78,570千円</u>	合計	307,721千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理	<p>1. 採用している制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">641,851千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>437,743千円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">204,377千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">118,345千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">8,065千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">2,054千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>12,940千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">137,297千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 特別退職金</td> <td style="text-align: right;"><u>63,279千円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">200,576千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">0.58%</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">支給倍率基準</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	641,851千円	(2) 年金資産	<u>437,743千円</u>	(3) 退職給付引当金	204,377千円	(1) 勤務費用	118,345千円	(2) 利息費用	8,065千円	(3) 期待運用収益	2,054千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>12,940千円</u>	退職給付費用	137,297千円	(5) 特別退職金	<u>63,279千円</u>	合計	200,576千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理
(1) 退職給付債務	537,679千円																																																												
(2) 年金資産	<u>354,156千円</u>																																																												
(3) 退職給付引当金	183,522千円																																																												
(1) 勤務費用	103,931千円																																																												
(2) 利息費用	7,475千円																																																												
(3) 期待運用収益	2,527千円																																																												
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>120,270千円</u>																																																												
退職給付費用	229,150千円																																																												
(5) その他	<u>78,570千円</u>																																																												
合計	307,721千円																																																												
(1) 割引率	1.5%																																																												
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																												
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																												
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																												
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																												
(1) 退職給付債務	641,851千円																																																												
(2) 年金資産	<u>437,743千円</u>																																																												
(3) 退職給付引当金	204,377千円																																																												
(1) 勤務費用	118,345千円																																																												
(2) 利息費用	8,065千円																																																												
(3) 期待運用収益	2,054千円																																																												
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>12,940千円</u>																																																												
退職給付費用	137,297千円																																																												
(5) 特別退職金	<u>63,279千円</u>																																																												
合計	200,576千円																																																												
(1) 割引率	1.5%																																																												
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																												
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																												
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																												
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																												

（税効果会計関係）

第14期 (平成21年3月31日)	第15期 (平成22年3月31日)																																										
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>28,490</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td>2,450</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td>10,470</td></tr> <tr><td>退職給与引当金</td><td>351,210</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>12,950</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td>132,200</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>74,320</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,010</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>614,100</td></tr> </table>	繰延税金資産		未払費用	28,490	未払事業所税	2,450	減価償却超過額	10,470	退職給与引当金	351,210	未払事業税	12,950	株式報酬費用	132,200	退職給付引当金	74,320	その他	2,010	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	614,100	<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>31,300</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td>2,200</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td>12,000</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>36,400</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>406,800</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>590,700</td></tr> </table>	繰延税金資産		未払費用	31,300	未払事業所税	2,200	減価償却超過額	12,000	未払事業税	36,400	株式報酬費用	100,000	退職給付引当金	406,800	その他	2,000	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	590,700
繰延税金資産																																											
未払費用	28,490																																										
未払事業所税	2,450																																										
減価償却超過額	10,470																																										
退職給与引当金	351,210																																										
未払事業税	12,950																																										
株式報酬費用	132,200																																										
退職給付引当金	74,320																																										
その他	2,010																																										
評価性引当額	-																																										
繰延税金資産合計	614,100																																										
繰延税金資産																																											
未払費用	31,300																																										
未払事業所税	2,200																																										
減価償却超過額	12,000																																										
未払事業税	36,400																																										
株式報酬費用	100,000																																										
退職給付引当金	406,800																																										
その他	2,000																																										
評価性引当額	-																																										
繰延税金資産合計	590,700																																										
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (単位：%)</p> <table border="1"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td>40.65</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.70</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.10</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>42.25</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.65	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.70	その他	0.10	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.25	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (単位：%)</p> <table border="1"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td>40.65</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.46</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.67</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>43.78</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.65	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.46	その他	0.67	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.78																										
法定実効税率 (調整)	40.65																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.70																																										
その他	0.10																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.25																																										
法定実効税率 (調整)	40.65																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.46																																										
その他	0.67																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.78																																										

（関連当事者との取引）

第14期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（1）親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 (ロンドン証券取引 所他上場)	スイス・チューリッヒ	2,910,000,000円	銀行、証券 業務	(被所有者)100%	金銭の預入れ、 人件費の立書等	金銭の預入れ 増加 減少 投資顧問料他 投資顧問業務に關する 事務委託 人件費 経営指導料	8,840,192 8,151,232 282,289 128,711 213,937 20,555	預金 未収投資顧問料 その他未収収益 未払金 未払費用 未収入金	1,708,339 3,132 39,452 1,232 22,833 800

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
- 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 全 社 の 千 全 社 等	ユービーエス証券会社	東京都千代田 区大手町	800億円	証券業	なし	投資顧問業務 人件費、社会保 険料などの立替	投資顧問料 事務委託費等	3,953 294,431	未収投資顧問料 未収入金 未払金 未払費用	4,048 10,755 181 84,240
	ユービーエス・マネジメント・ サポート株式会社	東京都千代田 区大手町	2千万円	サービス業	なし	物品経費、事務 所賃借料などの 立替	物品経費、事務所賃 借料	202,151	未払費用	55,055
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミン トン	1,283百万 米ドル	サービス業	なし	人件費の立替	人件費	174	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	89百万米ドル	投資顧問業	なし	人件費の立替	人件費	8,500	-	-
	UBS Fund Services(Cayman)	カマン	58百万米ドル	投資顧問業	なし	承業業務	その他営業収益	84,881	その他未収収益	9,218
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	投資顧問業	なし	投資顧問業務	投資顧問料	39,970	未収投資顧問料	13,44
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シド ニー	8百万 オーストラリアドル	投資顧問業	なし	投資顧問業務及 び、それに關する 事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に關する 事務委託 人件費	415,890 38,299 79,127	その他未収収益 未払費用	29,322 8,232
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ドル	投資顧問業	なし	投資顧問業務に 關する事務委託	投資顧問業務に關する 事務委託	905	未払費用	173
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	39百万 シンガポールドル	投資顧問業	なし	人件費の立替 投資顧問業務に 關する事務委託	人件費 投資顧問業務に關する 事務委託他	14,255 25,423	未収入金 未払費用	3,820 4,852
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	88百万 英国ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問業務及 び、それに關する 事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に關する 事務委託	109,898 447,808	未収投資顧問料 その他未収収益 未払費用	59,113 9,108 204,819
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	85百万 英国ポンド	投資顧問業	なし	人件費の立替	人件費	15,019	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問業務及 び、それに關する 事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に關する 事務委託 人件費	81,983 139,014 37,981	その他未収収益 未払費用	28,999 48,291
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミン トン	10万米ドル	投資顧問業	なし	承業業務	その他営業収益	378,900	その他未収収益	131,902
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米ドル	投資顧問業	なし	承業業務	その他営業収益	112,087	その他未収収益	27,221
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	57百万 スイスフラン	投資顧問業	なし	投資顧問業務	投資顧問料他	54,872	未収投資顧問料	13,87
UBS Factual Asset Management S.A. DTVM	ブラジル・リオ デジャネイロ	27百万 ブラジルリアル	投資顧問業	なし	投資顧問業務	投資顧問業務に關する 事務委託	788,087	未払費用	180,803	

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第15期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(1) 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエスエイ・シー (ロンドン証券取引 所地上場)	スイス・チューリッヒ	3.3億スイスフラン	銀行、証券 業務	(被所有者)100%	金銭の預入れ、 通用受託業務及び それに関する 事務委託等、人 件費	金銭の預入れ 増加 減少 通用受託報酬他 通用受託業務に關 する事務委託 人件費 賞与 経営指導料	2,924,077 4,410,965 29,938 80,881 109,804 8,870 14,591	預金 未収入金 未収通用受託報酬 その他未収収益 未払金 未払費用 預り金	221,451 253 3,242 52,054 143 57,381 84,031

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 の 子 会 社	ユービーエス証券会社	東京都千代田 区大手町	800億円	証券業	なし	通用受託業務 人件費の立替 人件費、社会保 険料などの立替	通用受託報酬 人件費(受取) 物品経費、事務所賃 借料、社会保険料等	13,543 34,957 488,505	未収入金 未収通用受託報酬 未払金 未払費用	23,454 5,492 12,534 144,895
	UBS Securities LLC	米国・ワシントン	1,283百万 米ドル	サービス業	なし	人件費の立替	人件費	82	未払費用	2
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	89百万米ドル	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費	4,235	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	通用受託業務	通用受託報酬	29,582	未収通用受託報酬	19,939
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シド ニー	8百万 オーストラリアドル	資産運用業	なし	通用受託業務及び それに関する 事務委託等	その他営業収益 通用受託業務に關 する事務委託	177,388 151,800	その他未収収益 未払費用	249,75 573,12
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	通用受託業務に 関する事務委託 役員の兼任	通用受託業務に關 する事務委託	421	-	-
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	39百万 シンガポールドル	資産運用業	なし	人件費の立替 通用受託業務に 関する事務委託 役員の兼任	人件費(受取) 通用受託業務に關 する事務委託他	24,834 28,951	未収入金 未払費用	1,713 7,748
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	93百万 英国ポンド	資産運用業	なし	通用受託業務及び それに関する 事務委託等	通用受託報酬他 通用受託業務に關 する事務委託	105,439 380,214	未収通用受託報酬 その他未収収益 未払費用	328,25 79,98 81,381
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	108百万 英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費	8,813	未収入金	13,113
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米ドル	資産運用業	なし	通用受託業務及び それに関する 事務委託等	その他営業収益 通用受託業務に關 する事務委託 人件費	71,845 98,051 2,838	未収入金 その他未収収益 未払費用	307 492,77 274,18
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ワシントン	10万米ドル	資産運用業	なし	承業業務	その他営業収益	454,218	その他未収収益	115,721
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米ドル	資産運用業	なし	承業業務	その他営業収益	115,849	その他未収収益	19,381
UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	57百万 スイスフラン	資産運用業	なし	通用受託業務	通用受託報酬他	32,890	-	-	

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	220,941円75銭	1株当たり純資産額	198,926円60銭
1株当たり当期純利益	93,626円92銭	1株当たり当期純利益	71,584円85銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益(千円)	2,022,341	1,546,232
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,022,341	1,546,232
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
中央三井アセット信託銀行株式会社	11,000百円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年9月末現在)	事業の内容
UBS証券会社	60,000百円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

なお、受託会社は信託業務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託します。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
3. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
4. 以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を目論見書に記載することがあります。
 - ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
 - ・金融商品取引業者（従来の証券会社）以外の登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
 - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（販売会社は販売の窓口となります。）。
 - ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様がおいます。
5. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
6. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
7. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
8. 目論見書の表紙または表紙裏に以下の内容を記載することがあります。
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・ファンドの信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

独立監査人の監査報告書

平成22年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

山口 光 信 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

野 元 寿 文 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。